

福祉

重度障害者の方へ
福祉タクシー利用料金を助成

町では、重度障害者の方に対し、社会参加と福祉向上を図ることを目的として「タクシー利用料金助成制度」を設けています。助成は福祉タクシー券（年間最大24枚）を交付することにより、タクシーの基本料金相当額を助成します。

●対象者／町に住民登録されており、次のいずれかの手帳をお持ちの方

- ①身体障害者手帳1級・2級
- ②療育手帳A1・A2

③精神障害者保健福祉手帳1級（場合によっては助成の対象とならないことがあるのでご注意ください）

●交付枚数／年間24枚

●利用できるタクシー会社／町が指定する事業所

●利用できる期間／令和3年（2021年）3月31日（水）まで

●申請に必要なもの／対象となる障害者手帳・印鑑

●申請受付窓口／やすらぎ福祉課（金屋庁舎）・住民課（吉備庁舎）・清水行政局住民福祉室

問やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

ご存じですか？この手当

【特別児童扶養手当】

20歳未満で身体、知的または精神に中度以上の障害もしくは長期にわたる安静を必要としている児童を、監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育し主として対象児童の生計を維持している方に支給されます。

●手当支給月額（令和2年度（2020年度）から）

- ・1級／5万2500円
- ・2級／3万4970円

※次の場合は手当を受けることができません。

- ①児童が日本国内に住んでいないとき
- ②児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ③児童が児童福祉施設などに入所しているとき

【特別障害者手当】

20歳以上で、身体、知的または精神に著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給されます。

●手当支給月額（令和2年度（2020年度）から）／2万7350円

※次の場合は手当を受けることができません。

- ①施設に入所しているとき（ショートステイは除く）
- ②病院に3カ月以上入院しているとき

【障害児福祉手当】

20歳未満で、身体、知的または精神に重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする在宅の児童に支給されます。

●手当支給月額（令和2年度（2020年度）から）／1万4880円

※次の場合は手当を受けることができません。

- ①施設に入所しているとき（ショートステイは除く）
- ②児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき

【既にこれらの手当を受けている場合】

手当に応じて、さまざまな届け出をする義務があります。「障害程度に変更があった」「住所を変更した」「所得の高い扶養義務者と生計を共にするようになった」などの場合は届け出てください。

また届け出が遅れたり届け出なかったりした場合は、支給が受けられなくなったり手当を返還いただいたりする場合があります。お気を付けてください。

問やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

令和2年度（2020年度）
慰霊巡拝の実施

政府は、肉親がなくなつた現地で慰霊・追悼を行いたいという関係遺族の要望にこたえるため、旧主要戦域となつた陸上と遺骨収集の望めない海上などにおける戦没者、または旧ソ連・モンゴル地域で抑留中に死亡した方を対象として、慰霊巡拝を行います。

●実施地域名／①カザフスタン共和国②イルクーツク州・ブリヤート共和国③ハバロフスク地方・ユダヤ自治州④インドネシア⑤中国東北地方（旧満州地区全域）⑥東部ニューギニア⑦沿海地方⑧ビスマーク諸島⑨ミャンマー⑩トラツク諸島⑪フィリピン⑫硫黄島

●その他

- ・実施地域により実施期間・申込期間など異なります。
- ・参加費用（実費）の目安は、海外地域の場合はおおそ20万～35万円、硫黄島の場合はおおそ2万円～3万円です。
- ・遺族の範囲は、戦没者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、参加遺族（子、兄弟姉妹）の配偶者、戦没者の孫、戦没者の甥・姪

問和歌山県福祉保健総務課

☎073・441・2485

・やすらぎ福祉課（金屋庁舎）